

平成二十三年五月二十七日受領
答弁第一八七号

内閣衆質一七七第一八七号

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 枝野 幸男

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する質問に対する答弁書

一について

昨年十一月のメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領の国後島訪問以降、北方四島を訪問したロシア連邦政府の閣僚について、①名前・官職、②訪問時期、③訪問した島を、外務省において把握している限りにおいてお示しすると、以下のとおりである。

① シュヴァロフ・ロシア連邦第一副首相 ② 昨年十二月十三日 ③ 択捉島及び国後島

① バサルギン・ロシア連邦地方発展大臣 ② 本年一月三十一日及び二月一日 ③ 択捉島及び国後島

① セルジュコフ・ロシア連邦国防大臣 ② 本年二月四日 ③ 択捉島及び国後島

① イワノフ・ロシア連邦副首相、レヴィチン・ロシア連邦運輸大臣、ナビウリナ・ロシア連邦経済発展大臣、バサルギン・ロシア連邦地方発展大臣及びトルトネフ・ロシア連邦天然資源・環境大臣 ② 本年五

月十五日 ③ 択捉島及び国後島

ロシア側は、これら訪問の主な目的について、「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリ

ン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の履行状況を現地で調査すること等と説明している。

二について

御指摘のホームページの記事については承知している。

三及び四について

イワノフ・ロシア連邦副首相は、平成十七年（当時連邦国防大臣）及び平成十九年（当時連邦第一副首相）にも北方四島を訪問しているが、我が国からロシア側に対して遺憾の意を表明したのは、一についてでお答えした訪問が最初である。また、一についてでお答えしたバサルギン・ロシア連邦地方発展大臣の訪問に際しては、いずれも、我が国からロシア側に対して遺憾の意を表明している。

五について

ロシア連邦政府要人による一連の北方四島訪問は、北方領土問題に関する我が国の原則的立場と相容れず、また、我が国国民の感情を傷つけるものであり、受け入れられない。このような訪問がなされた場合の我が国の対応については、訪問の際の個別具体的な状況を考慮した上で、その時々を外務大臣等が判断してきたところである。御指摘のイワノフ・ロシア連邦副首相一行の訪問についても、松本外務大臣から

ベールイ駐日ロシア連邦大使に対して遺憾の意を表明するとともに、このような訪問を繰り返さないよう求めたところである。

六及び七について

お尋ねの日露首脳会談における我が国の対応に関する検討の具体的内容について、公にすることは交渉上不利を被るおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。